

(別添1)

事業評価の結果（共通項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名） 木下南保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	■ 1	理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	・「箕輪町第5次振興計画（平成29年度～31年度）」及び「箕輪町子ども・子育て支援計画（平成27年度～31年度）」を基にした町立保育園としての共通の保育理念と保育方針があり、保育園の目的、地域における存在意義、使命や役割等を明確にしている。その理念に基づき当保育園としての目標が定められており保育園の子どもや保護者に対する姿勢や地域との関わり方、職員の姿勢などについて示している。また、町の保育理念や保育方針に連鎖した「平成29年度木下南保育園グランドデザイン」として当保育園の保育目標や子どもの発達過程に応じた独自の「食育」・「運動あそび」・「読育」・「英語あそび」などの具体策として分かり易く示されている。町の保育理念や保育方針、当保育園の目標については定例の職員会議や新任職員研修、3年目職員研修などの研修会や勉強会でも話し合わせ理解を深めている。町ホームページや入園のしおりへの記載、園内での掲示、おたよりへの掲載などにより保護者への周知が図られているが、保護者アンケートからも周知されているとは言い難く、今後、更に、保護者の集まる機会などで各年度の事情計画等を基に、理念や基本方針、保育目標について周知されることを期待したい。
					■ 2	理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					■ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					■ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					□ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
					■ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
					■ 7	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<p>■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</p> <p>■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</p> <p>■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</p> <p>■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</p>	<p>・町立保育園という立場上、「箕輪町第5次振興計画」及び「箕輪町子ども・子育て支援計画」で全体の方向性が示されている。「箕輪町子ども・子育て支援計画」では「町の子どもや子育てを取り巻く環境」として人口の推移等が分析されており、町子ども未来課、園長会で実態を把握するとともに子ども相談室、健康推進課との連携により保育園利用者の推移予測や利用率の分析もされている。また、小学校と保育園の連絡会、園長会、主任会、保育士の部門研究会などで子どもや保育のニーズ等も把握している。当保育園としても毎月、月報を作り、一時預かり、土曜保育利用者数を子ども未来課に報告し地域のニーズを把握している。当保育園のある地域では高齢化が進んでいることもあり子どもの数が減少していることから近い将来近くの園との統合が計画されている。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<p>■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</p> <p>■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</p> <p>■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</p> <p>■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</p>	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント			
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	■	16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	・「箕輪町第5次振興計画」及び子ども子育て支援法の改正に伴う「箕輪町子ども・子育て支援計画」でビジョンを明確にしている。町立保育園として「運動あそび推進事業」や「読書推進事業」、「食育推進事業」、「いきいき保育創出事業」などの具体的な事業が掲げられ、それぞれの内容や指標が明確になっている。当保育園としての今年度の事業計画の中にも「笑顔いっぱい 元気に遊ぼう」として、「挨拶をしよう」・「友達と元気にあそぼう」・「話を聞く態度を身につけよう」・「思いやりや感動のこころをもとう」・「友達と楽しく食べよう」などが上げられ、子ども一人ひとりを大切に、保護者や地域の方に愛される保育園づくりに向けて職員の研修などにも積極的に取り組んでいる。		
				■	17	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。			
				■	18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
				■	19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。			
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	■	20	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。		・「箕輪町第5次振興計画」及び「箕輪町子ども・子育て支援計画」を基にした「事業計画」や「平成29年度木下南保育園保育課程」があり、「保育理念」や「保育方針」、「保育目標」、具体的な取り組みなどが掲げられ実行可能な内容となっている。当保育園の「保育課程」の保育目標として「あいさつをしよう」や「友達と元気に遊ぼう」など5項目が掲げられ子どもの発達段階に合わせた内容が具体的に盛り込まれている。また、平成29年度当保育園の重点課題として「いきいき保育創出事業において『人とのつながりを育む保育』を目指す」を掲げ、職員の取り組むべき課題についても明確にしている。	
				■	21	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。			
		■	22	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。					
		■	23	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。					
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	■	24	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。			・当保育園としての今年度の事業計画と保育課程があり職員会の中でも意見が集約され、それぞれに反映されている。また、町立保育園全体の園長会、主任会、年齢別保育士の話し合い、給食献立会議等でも意見の集約・反映がされており、職員会や園内研修などでも事業計画や保育課程が周知されている。事業評価シートに基づき事業計画の振り返りもされており平成30年度に向けて当保育園としての新しいグランドデザインについての検討段階にも入っている。
				■	25	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。			
				■	26	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。			
				■	27	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。			
■	28			事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）がされており、理解を促すための取組を行っている。					

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	<input checked="" type="checkbox"/> 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。 <input checked="" type="checkbox"/> 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすい工夫を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	<p>・事業計画については保護者総会で説明している。また、各クラスごとのホワイトボードに掲示周知している。事業計画に基づく行事計画等についても各月の園だより、クラスだより、行事ごとのたより等で説明しており、メール配信が可能なものについてはメール送信している。</p>
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	<input checked="" type="checkbox"/> 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 34 保育の内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。 <input type="checkbox"/> 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 <input checked="" type="checkbox"/> 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	<p>・町子ども未来課を中心に取り組んでおり、保育の内容については特に未満児保育の質の向上を図っている。第三者評価の受審は今回が初めてであるが、毎年業績評価を行い、職員の自己評価も年2回行っている。保育の質の向上については年齢別、クラス別の指導計画に基づき「月案→実行→月末評価→次月案策定」のPDCAサイクルの流れができていく。今後、予定される統合後の保育園としても保育の質の向上のために自己評価や第三者評価の受審などを定例化されていくことを期待したい。</p>
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	<input checked="" type="checkbox"/> 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 38 職員間で課題の共有化が図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	<p>・子ども未来課を中心に取り組み、園長会において検討され会議録により町立保育園全体の課題として周知されている。毎年度、業績評価及び自己評価(年2回)を行っており、期末には年度の事業計画についての振り返りを行い、その結果を踏まえて職員会で検討し改善点を上げ次年度の計画に反映している。前項目に関連して今後は保育園の組織全体として、分析した自己評価や第三者評価の結果を踏まえ、改善策や改善計画に結びつけられることを期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント			
II 組織の 運営管理	1 管理者の 責任とリ ーダーシ ップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	■	42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・事業計画の中に「事業分掌状況」があり園長としての職務分担当が文書化されており、「保育園の総括」、「職員の労務管理に関すること」ほか6項目の職掌として定められている。園長は自らの立場を自覚し、職員の理解と協力を得ながら課題解決に向けて取り組んでいる。また、園長は園としての保育目標などを園だよりや保育参観、保護者会などの折に保護者等に伝え、自らの責任と役割について明らかにしている。職員会や園内研修等でも職員に周知し、園の運営規程等に基づき火災など有事の際にも自衛消防隊長として指揮監督し、園長不在時は主任が代行するようになっている。		
				■	43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。			
				■	44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。			
				■	45	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。			
		■	46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	・園長は町子ども未来課と連携しながら町の組織としての危険予知トレーニング、エコ活動などの研修で学び、また、遵守すべき法令についても、保育の手引き等で職員に必要な事項を伝え、園内研修や勉強会でも話し、それぞれの場面に応じて指導・助言をしている。				
						■		47	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
						■		48	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
						■		49	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
	(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	■	a		■	50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	・園長は定期的に行われる町の園長・主任会において年間指導計画等の見直しを行っている。また、町の各年齢別の係り会において各クラスの担任が他保育園の職員と指導計画についての検討の場を設けている。園長は各クラスの年間指導計画、月案、週案、個人経過記録等にも目を通し、保育の質の現状について毎月、評価・分析を行っており、保育の現場に立ち会い、実際の保育と計画を照らし合わせ、改善に向けて指導をしている。更に、年齢別クラス会議や職員の園内研修等にも参画し、外部研修についても計画的に取り組み、職員の質の向上を図っている。
						■	51	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
■						52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
■						53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。		
■					54	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>・園長は町子ども未来課と連携しながら人事、労務、財務等の視点から総括を行い、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて取り組んでいる。クラス担任、加配保育士、パート保育士などを効果的に配置し、休憩時間の確保や残業時間の削減等にも配慮し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。園内係会、朝会や一日の終わりの終礼などにおいて問題、課題、疑問等を把握し、また、共有化を図るために職員間で話し合いを行い、実行が可能な点から方法を考え徐々に改善している。園長は平成28年度の上伊那郡保育協会の会長として郡全体の保育の質の向上にも尽力している。</p>
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<p>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・町としての保育士、調理師等の配置基準があり、町子ども未来課が統括し、町立保育園全体で正規職員、嘱託職員の確保が計画的に行われている。また、子ども未来課として「平成29年度保育士の人材育成の取り組みについて」という方針が定められ人材確保に当たっている。当保育園も子どもの数で人員基準が定められており、正規職員、非常勤職員に加え、朝夕延長の長時間保育士、フリー保育士などで人員を確保している。人材育成という面では事業計画の中に「職員研修」として上げており、研修計画等に基づき外部及び園内研修、町の部門研究会や担当する子どもの年齢別職員研修等があり、職員の保育の質の向上に努めている。保育士を目指す学生の実習の受け入れを行うなど、人材確保にも取り組んでいる。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。	b	<p>■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>□ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>	<p>・年度初めに「全国保育士倫理綱領」、子ども未来課発信の「保育運営について」及び「保育士としての心構え」などを読み合わせ保育士としてどうあるべきか、期待する職員像を明確にし、基本事項の再確認と周知徹底が図られている。職務に関する成果や貢献度等については能力評価シートが用いられ、自己評価を行い園長や主任と面談し振り返りを行っている。職員の意向や意見については園長会、園長主任会で分析・検討され改善に繋がられている。全国的な保育士不足という動向も踏まえ、また、職員の確保という点からも賃金水準、必要となるスキルの基準、必要となるスキルを獲得するための研修等についても更に周知し仕事に意欲的に取り組めるような仕組みを整備されることを期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 ■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 ■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。 	<p>・「職員労務管理に関すること」が園長の職務分担として掲げられ、責任体制が明確にされており、職員の就労希望を年度初めに聞き体制を整備している。期初の「保育園申し合わせ及び確認事項」の中で「時間外勤務について」、「出張について」ほか職員間で読み合わせを行い、ストレスチェックの実施やメンタルヘルス研修会の受講、健康診断、労働安全等についても職員を指導している。年度当初に職員の希望を聞き入れ休暇の取得についても職員間で調整しており、希望により介護や育児などの状況に合わせて休暇を取得でき、仕事と生活の両立という面でも配慮がされ、休暇承認簿により把握している。また、職員は園長との面談を年2回行い、随時の相談も行うことができる。福利厚生については町の福利厚生に順じており、町職員の共済会の慶弔見舞や町保育協会の食事会等も実施されている。福祉人材の確保、定着の観点から、超過勤務時間の削減、朝夕延長代替保育士や休憩時代替保育士の確保、育休取得時の代替保育士の配置等も実施されている。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 □ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 ■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 ■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。 	<p>・年度初めに「全国保育士倫理綱領」や子ども未来課発信の「保育運営について」及び「保育士としての心構え」などを読み合わせ保育士としてどうあるべきか、期待する職員像を明確にしている。主任以上は年度当初に自らの職務内容を明らかにした目標管理シートを作成している。一般職員については職務に関する成果や貢献度等についての能力評価シートが用いられ、自己評価を行い園長や主任と面談し振り返りを行っている。今後、一般職員についても目標項目、目標水準、目標期限等が定められた目標管理シートを導入されモチベーションアップに繋がれることを期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	■ 82	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	・町の保育指針として「養護と教育を一体的に行い、子どもの発達を援助します」、「保護者の気持ちを受け止め、共に子育てをします」の二つを掲げ、子どもや保護者から見た保育士の期待される姿もそこから浮かび上がって見える。当保育園でも年度当初、職員の希望を踏まえテーマ別に部門研究のグループを作り、計画的に話し合いをする場が設けられている。また、町全体としても保育研修部会が設けられており、運動あそび部会、英語あそび部会などの8部会が組まれている。更に、県や郡の保育協会やキャリアネットなどの外部研修にも参加し、学んだ内容を職員会で共有している。年度末には主任会で研修会のアンケートや報告書を基に評価・見直しを掛け、次年度へと繋げている。	
					■ 83	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。		
					■ 84	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。		
					■ 85	定期的に計画の評価と見直しを行っている。		
					■ 86	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。		
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	■ 87	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。		・園長が人材育成について統括しており職員の資格取得状況等についても町子ども未来課や園長会で把握している。町の研修については町担当部署より研修案内が来るため可能な限り交代で参加しており、新規職員を育成するためのフレッシュマンサポーター制度が町として導入されており町立保育園全体としてもそれ浴っている。外部研修に関しては町担当部署からの情報提供に加え各自情報を収集し、上伊那郡や町保育協会、上伊那郡幼年研究会などが主催する研修に参加したり、体育指導や食育指導等の研修にも自発的に参加している。また、園内研修もテーマを絞った職員会議で実施されており、外部研修参加者の報告なども職員会でされている。
					■ 88	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。		
					■ 89	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。		
					■ 90	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。		
					■ 91	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	<p>■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>□ 95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	・園長会で検討され編集された「保育士等の実習生受け入れマニュアル」が整備されており、保育士等の資格取得を目指す実習生を受け入れている。実習生への対応については園長や割り振られたクラスの担任職員が行い、次代を担う保育士等の育成に積極的に取り組んでいる。学校側のプログラムを優先し課題保育、部分実習を行っており、学校の先生が園を訪問しプログラムについて打ち合わせを行い、実習のねらいや希望等を聞く機会もある。また、中間で実習生と学校の先生が面談をし実習生の疑問点等が解決できるようにしている。今後はどの実習生にもブレのない行き届いた指導ができるように実習指導者についての研修も充実させていただくことを期待したい。
	3 運営の 透明性の 確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	<p>■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>□ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	・「箕輪町第5次振興計画」及び「箕輪町子ども・子育て支援計画」には保育園の主要事業の予算や進捗状況が載っており、「第5次振興計画」については町のホームページで公開されている。また、町のホームページ等にも当保育園の概要が公開されている。更に、地元のケーブルテレビでも園の活動状況が紹介されている。第三者評価についても今年度受審し、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。今後は地域向けの園だよりなどを作り、当保育園としての保育理念や保育目標の周知を図ることを期待したい。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<p>■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p>■ 105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>□ 106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</p> <p>□ 107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	・「予算管理」が園長の職務分担として上げられ、主任の分担表にも「保育用品購入に関すること」として掲げられ、園長や主任の責任の範囲として行われており、職員にも周知されている。また、公立保育園として町の内部監査や県の監査も定期的に受けている。町の内部監査や県監査による指摘事項については次期の改善事項として繋がられている。
	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<p>■ 108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>■ 109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>■ 110 子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>■ 111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>■ 112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	・「箕輪町第5次振興計画」及び「箕輪町次世代育成支援行動計画」には「地域子育て支援事業」として、地区の子育てサークルへの活動補助や子育てネットワークづくりへの情報提供などが掲げられ、家庭、地域、行政が連携しできることを行っていく必要があることを謳っている。それに沿い当保育園でも自主事業の「いきいき保育創出事業」として、わらべ歌あそびを定期的に行っている。また、当保育園独自の取組みとして「ふれあい保育事業」の一環の「ふれあい」を年度初めと年度末を除きほぼ2ヶ月に1回開催し、長寿クラブの会員や民生委員などと郷土食の御幣もちづくりやおはぎづくり、区の敬老会での高齢者との交流などを行っている。また、地域の高齢者に園の畑の野菜作りのお手伝いをいただいており収穫したサツマイモで焼き芋大会を行ったり、花の鉢植えもいただいている。更に、地域の役員などを運動会やクリスマス会などに招待し、未就園児の園開放、中学生や高校生の職場体験やボランティア活動の受け入れなども行っている。家族と共に町公民館や青少年育成健全委員会などが主催する催しに参加することもしている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
II	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	■ 113	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	<p>・「箕輪町第5次振興計画」及び「箕輪町子ども・子育て支援計画」には「ボランティアセンター活動事業」や「ボランティア等人材の育成」が掲げられている。また、地域の学校教育等への協力についても「保・小の連携」として町担当部署を通じて連絡会が年3回実施されている。中学生の職場体験の受け入れや小学校の児童などとの交流も実施されている。当保育園には畑があり畑作りボランティアや町としての研修を受けた読み聞かせのボランティアなどが来訪し子どもたちとふれあっている。また、町立保育園としての「保育園におけるボランティア等受け入れマニュアル」も作成されており、体制を整備している。</p>
					■ 114	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
		■ 115	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。				
		■ 116	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。				
		■ 117	学校教育への協力を行っている。				
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	■ 118	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	<p>・「箕輪町子ども・子育て支援計画」には「安心して子育てができるまちづくり」として子育てに関する相談や助言について、町役場、保育園、子育て支援センターなどで保健師や保育士に相談、助言を受けることができるとしており、当保育園もその一翼を担っている。子育て支援会議、子育て支援協議会、セーフティーコミュニティー推進協議会などと連携したり、保・小連絡会、保・小連携委員会などに職員が出席し、その職員から内容を聞き園内での共有化を図り問題解決に向けて協働している。また、子ども相談室、子育て支援ネット協議会とも連絡を取り、必要な児童についての課題解決に向けて連携している。</p>
		■ 119	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。				
		■ 120	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。				
		■ 121	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。				
		■ 122	地域に適当な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。				
				■ 123	家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	■ 124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。	<p>・当保育園でも年度初めや年度末を除き未就園児交流の場としての「のんたん」を設けており、未就園児と保護者が園内で遊んだり、園児と交流している。また、園庭やホール、園舎の中の開放も行っている。当保育園独自の取組として「いきいき保育創出事業」も行い、わらべ歌を中心とした音楽あそびなどを行っている。また、町の「ふれあい保育事業」の一環の「ふれあい」を年度初めと年度末を除きほぼ2ヶ月に1回開催し、長寿クラブの会員や民生委員などと郷土食の御幣もちづくりやおはぎづくり、区の敬老会での高齢者との交流などを行っている。「英語あそび」を通じ外国人とふれあう機会をもち国際感覚を養い、園庭では地元のサッカークラブのコーチによるサッカー教室なども行われている。園に対する保護者の協力も絶大のものが、園の行事への参加、交通安全教室の開催、奉仕活動(草取り・園庭整備・窓拭き)などが行われている。町の文化祭や農協祭等、各種地域の行事にも参加している。園として「エコの日」を設け、エコキャップや牛乳パック(毎月2回)を回収し環境の保全にも貢献している。</p>
			■ 125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。		■ 126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	
② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	■ 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。	<p>・未就園児交流や一時的保育をしたり、運動会の行事への参加を呼びかけ、地域の子育てニーズに応えている。また、地区の役員や民生委員を園の行事に招待し、地域のことについての情報交換を行ったり園のことについても知っていただくようにしている。子育て支援センターや親子通園施設、地域の小学校とも連携し特別支援などについてのニーズの把握もしている。</p>			
■ 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。		■ 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。			■ 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
■ 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。		■ 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<p>■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>■ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>■ 138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>■ 139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p> <p>■ 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</p> <p>■ 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</p> <p>■ 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</p>	<p>・町の保育理念は入園手続時の資料や町のホームページに明記されており、明確な指針として示されている。「子ども一人一人を大切にし、保護者や、地域に愛される保育園を目指します」という保育理念と共に、保育方針の「養護と教育を行い、子どもの発達を援助します」、「保護者の気持ちを受け止め、共に子育てをします」を職員の基本姿勢とし実践している。年度初めに職員は理念等の読み合わせを行い確認をし、それと共に、自からの年度保育目標を決めている。当保育園の大きな保育目標は「笑顔いっぱい 元気に遊ぼう」で「挨拶をしよう」・「友達と元気にあそぼう」・「話を聞く態度を身につけよう」・「思いやり感動のこころをもとう」・「友達と楽しく食べよう」という具体的な目標を策定している。更に、今年度の園としての重点課題を町と連携した「いきいき保育創出事業において『人とのつながりを育む保育』を目指す」と決め地域の多くの人々との関わりが持てるようにしている。当保育園の今年度の「保育課程」には「人権尊重」として「保育士等は、保育の営みが子どもの人権を守るために、法的、制度的に裏付けられていることを確認する」と掲げ、園では子ども一人ひとりの人格を尊重すると共に、成長する子どもの変化に合わせ、受容と心を育む取り組みに力を入れており、小規模保育園の特徴を生かし、年齢枠を超えた、子どもたちの心の繋がりを強くし、豊かな人間性が育まれるようにしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	■ 143	子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	<p>・職員はプライバシー保護についての意識が高く「保育所保育指針」及び子ども未来課発信「保育士としての心構え」等を踏まえ、日常の支援に努めている。園のプールは金網フェンス越しに公道に面しているため目隠しボードを設置するなど、施設の環境の整備にも取り組んでいる。また、子どもの成長と共に心の変化に気付き、着替えの際はパーテーションを立てて対応するなどの配慮もしている。当保育園の今年度の「保育課程」には「情報保護」として「守秘義務の厳守」が上げられ、職員室にはマニュアル綴も置かれ、職員はいつでも手に取り内容の確認をすることができる。</p>
					■ 144	子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
■ 145	子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。						
■ 146	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。						
■ 147	子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。						
■ 148	規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。						
■ 149	不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。						
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	■ 150	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	<p>・前年度10月に次年度の入園希望者への説明会を開催している。配布資料として「箕輪町保育園入園のしおり」を使い、詳細な説明を保護者に向けて行っている。また、町のホームページにも掲載し情報提供もしている。年度中の転園・退園・入園等の手続きや相談は町役場の子ども未来課子育て支援係にて随時受け対応している。</p>
				■ 151	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。		
				■ 152	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。		
				■ 153	見学等の希望に対応している。		
				■ 154	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	■ 155	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	・保育園入園にあたり「箕輪町保育園入園申込書」を管理者である町長宛に保護者が提出している。また、この申し込み書は「児童台帳兼施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」も兼ねている。「子ども・子育て支援法」に基づき、利用申込者に対し施設の目的、運営の方針、保育内容、職員の勤務体制等を記した文書を交付し説明を行い同意を得ている。配慮が必要な保護者への対応についても文書化されている。
					■ 156	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
					■ 157	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
					■ 158	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
					■ 159	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
			■ 160	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	・児童保育要録を引継ぎ文書として、子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について、子どもの発達過程や保育の環境に関する事項等を踏まえて記載している。子どもの健康状態等の特に留意する事項や人間関係・環境・言葉・表現についても園長と担任保育士が記入している。		
	■ 161	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。					
	■ 162	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。					
	(3) 利用者満足の向上に努めている。	① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	■ 163	日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	・支援計画を立て、最短で2週間に1回の見直しを行い、子どもの成長に合わせるように常に心がけている。職員のインタビューでも子どもの発達を見極めながら支援し友達同士の関係性や情緒が安定するように支援していることが確認でき、一人ひとりの子どもが保育所の安全な環境で安心して意欲的に過ごすことができ、その生活について満足感を持って過ごしていけるように職員は日々努めている。朝夕の保護者等の送迎時には積極的に職員から話しかけコミュニケーションを取り情報交換と相互理解に努め、子どもたちの支援に活かしている。また、期初の4月には家庭訪問も行われ、保護者との意思疎通も図られているが、保護者アンケートについては保護者会を通じて実施することが可能となることから、定期的に行い、更なる保育サービスの向上に繋げられることを期待したい。	
				□ 164	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。		
				■ 165	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。		
				■ 166	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。		
■ 167				利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。			
■ 168				分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 ■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 ■ 171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ■ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 ■ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 ■ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 ■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	・「木下南保育園苦情対応マニュアル」が策定されており、苦情解決責任者を園長とし、苦情受付担当者は主任保育士、第三者委員は地区主任児童委員として姓名表記もされている。地区主任児童委員の方には日頃から園の各行事、入園・卒園式やふれあい保育・運動会・収穫祭等に参加していただき、園の現状を理解して頂いている。当園では、苦情の申出にいたる前に送迎時の保護者等との対話や連絡帳等の日々のコミュニケーションをとる中での保護者等からの要望や意見を職員会議や朝会で情報共有し、また、保育参観の後に「ご意見を」という形でアンケートを取り、園内で分析をし、課題があれば検討し対策を立て保育の質の向上に励んでいる。
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ■ 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ■ 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。 	・相談窓口があり、園内にポスターとして張り出し担当者の名前も記載されている。園長はじめ職員は保護者とのコミュニケーションを大切に日常的に連絡帳や口頭で話を聴き相互理解に努めている。出された意見や相談は町全体の園長会や園の職員会議等で共有し保育の質の向上に繋げている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ■ 180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 ■ 181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ■ 182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 ■ 183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ■ 184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	・職員は送迎時の保護者との対話、連絡帳等の日々のコミュニケーションの中から保育内容や運営等の改善についての要望や意見を聞き、朝会や職員会議等で要望や意見をしっかりと受け止め、全職員で検討し改善に向けて迅速に対応している。
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ■ 186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 ■ 187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ■ 188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ■ 189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ■ 190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。 	・リスクマネジメントについての責任者、受付窓口を広報誌等に明記し、手順等も整えている。町立保育園内で発生したヒヤリハット報告・事故報告は園長会で話し合い、要因分析と改善策・再発防止策が講じられている。また、園長が保育園に持ち帰り、事例等を会議や朝会等で話し合い、当保育園の子どもの特性に照らし合わせ検討し、危険への回避と気付きを促している。秋の防災訓練の一環として「引き渡し訓練」も実施されている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	■ 191	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	・感染症マニュアルは職員室に置かれておりいつでも手に取ることができる。子どもたちの基本的な生活習慣として、食事の前や園庭遊びのあとに手洗い、うがいをしている。手拭きのタオルハンカチは毎日洗濯された個人の物を自宅から持参して、個々のフックに掛け、感染症予防対策にも心掛けている。感染症の予防・対応について定期的に開催する町の園長会で検討や見直しを行い、流行期には随時の話し合いを重ね対応している。保護者へのお知らせは園だより、各クラスのホワイトボードなどで行われている。
			■ 192		感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。		
■ 193	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。						
■ 194	感染症の予防策が適切に講じられている。						
■ 195	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。						
■ 196	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。						
■ 197	保護者への情報提供が適切になされている。						
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	■ 198	災害時の対応体制が決められている。	・「保育園緊急時の対応マニュアル」があり職員の役割分担も決められており、避難先や避難方法に沿い、ルートの確認をしつつ避難訓練を行っている。避難訓練は毎月1回行い、そのうち1回は子どもと職員に実施時間・内容を伝えずに実施している。当保育園は急斜面崩壊の「土砂災害警戒区域」に指定されており、当保育園の給食室部分が警戒区域のため警戒警報が出た場合には遊戯室へ避難することになっている。有事の際の備蓄については5年間保存ができる水と乾パンを常備している。災害等緊急時の町担当部署ことも未来課との連絡方法は無線機での対応となり、また、保護者や職員への連絡はパソコンから園長が一斉配信をするシステムになっている。
■ 199	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。						
■ 200	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。						
■ 201	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。						
■ 202	防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	■ 203	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	・町の定めた「公立保育園共通事項」をもとに当保育園の子ども一人ひとりの発達状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による保育の水準や内容の差異を極力なくし、一定の水準・内容を実施することを目指し、年間支援計画や個別支援計画を立て実践している。また、当保育園としての平成29年度の「保育課程」が作成されており、子どもの年齢に合わせ、養護、教育、食育のそれぞれの面で保育内容が明確にされている。	
					■ 204	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。		
					■ 205	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。		
					■ 206	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。		
					■ 207	標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。		
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	■ 208	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。		・子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行っている。また、職員や保護者等からの意見や提案に基づき、支援計画の状況を踏まえうえて、園長・主任の同意を得て見直しを行う場合もある。
					■ 209	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。		
					■ 210	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。		
■ 211	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。	・支援計画策定の責任者は主任保育士となっている。保育所保育指針等を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成し、支援計画は、保育課程に基づき子どもの発達や状況に応じ作成されている。子ども一人ひとりの発達や状況に応じた保育の提供のため、子どもや保護者のニーズ等の適切なアセスメントに基づき支援計画を立てている。また、3歳児未満児と障害のある子どもについては個別支援計画を作成し一人ひとりの子どもの発達を支援している。
			■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。			
■ 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。						
■ 215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。						
■ 216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。						
■ 217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。						
■ 218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。						
■ 219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。						
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	■ 220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	・支援計画の評価・見直しに関する町立保育園として定められた手順があり行われている。基本的に2ヶ月に1度見直しを掛け、心身の状況に応じ随時見直す場合もある。いずれも園長・主任保育士の同意が必要となっている。また、保育計画の見直しについては毎月開催する町保育所全体の主任会にて行っている。子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を継続的に図るために策定した指導計画について、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルを繰り返し実施している。
			■ 221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。			
			■ 222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。			
			■ 223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。			
			■ 224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	■ 225	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	・保育園の規定に従った様式、手順で記録を行っている。記録について職員の情報の共有化を図るとともに、支援計画の見直しを行う際の基本情報としている。内容は子どもの状況や保育の実施に留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや個別の支援計画の実施状況等で、子どもに関わる日々の情報が的確に記録されている。	
					■ 226	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。		
					■ 227	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。		
					■ 228	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。		
					■ 229	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。		
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	■ 230	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。		・職員は個人情報保護法について年度初めに町子ども未来課発信の「保育士としての心構え」と共に読み合わせ確認をしている。また、個人情報の取り扱いについては保護者総会にて文書で説明をしている。保育園での情報管理については責任者を決め、保存と破棄に関する町の規定に基づき的確に行われている。また、当保育園の今年度の「保育課程」には「情報保護」として「守秘義務の厳守」が上げられ、職員も遵守している。
					■ 231	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。		
					■ 232	記録管理の責任者が設置されている。		
					■ 233	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。		
					■ 234	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。		
■ 235	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。							